

令和6年第2回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和6年第2回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和6年2月26日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和6年3月4日 午前10時00分

延会日時 令和6年3月4日 午後1時21分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	×	×
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	×	×	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 山田 英孝 6番 巴 光政
2			会期の決定	自 3月4日 18日間 至 3月21日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町一般会計補正予算 (第9号)について)	
8	議案	3	津別町犯罪被害者等支援条例の制定について	
9	〃	4	津別町監査委員条例及び津別町簡易水道 事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	5	津別町行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
11	〃	6	津別町介護保険条例の一部を改正する条 例の制定について	
12	〃	7	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改 正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	8	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	
14	〃	9	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町民の森自然公園ネイチャーセンター）	
15	〃	10	町道路線の廃止について	
16	〃	11	町道路線の認定について	
17	〃	12	令和5年度津別町一般会計補正予算（第10号）について	
18	〃	13	令和5年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	
19	〃	14	令和5年度津別町下水道事業会計補正予算（第3号）について	
20	〃	15	令和6年度津別町一般会計予算について	
21	〃	16	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
22	〃	17	令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
23	〃	18	令和6年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
24	〃	19	令和6年度津別町簡易水道事業会計予算について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 8 名であり、定足数に達しております。

ただいまより令和 6 年第 2 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 山 田 英 孝 君 6 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会副委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

副委員長は登壇願います。

○3 番（小林教行君） [登壇] ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告いたします。

2 月 29 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は承認案 1 件、条例案 6 件、単行議案 3 件、補正予算案 3 件、新年度予算案 6 件、報告 2 件、計 21 件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 2 回定例会の会期は 3 月 4 日から 3 月 21 日までの 18 日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会副委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から3月21日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月21日までの18日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 1 はじめに

本日ここに令和6年度予算のご審議をいただき、第2回津別町議会定例会の開会に

あたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

基本的姿勢といたしまして「第6次総合計画（令和2年度～令和11年度）」が描く、未来の町の姿に到達できるよう着実に町政を推進することとし、一昨年の町長選挙で掲げさせていただきました四つの公約の実現に向け、一つ一つなすべきことをなしてまいり所存であります。

2 公約の推進

公約の一つ目の「町民の皆さんと協働のまちづくり」ですが、「まちづくり基本条例」制定に向けて進める年度となります。策定委員会により、令和7年度末の制定を目指し、じっくり時間をかけて協働による策定づくりを目指してまいります。

二つ目の「少子化・高齢化社会のまちづくり」についてですが、まずは少子化対策として、昨年度に学校給食費1食200円の定額化と第3子からの学校給食費無償化を実施したところですが、全員無償化に向けた検討も進めてまいります。また、子どもたちの遊び場である公園における遊具の整備について、全体計画を策定し、具体的な案を示していきたいと考えています。さらに、障がい者の働く場の拡大として、昨年から公的施設の清掃業務のほか、花の管理委託へと拡大してまいります。

三つ目の「地域経済活性化のまちづくり」についてですが、移住定住の促進や農家戸数の確保のため、引き続き起業等振興促進事業、農業新規参入者誘致事業を推進するとともに、住居の確保に向けた事業を行ってまいります。また、観光施策として上里地区の一部を阿寒摩周国立公園への編入を目指すとともに、エコツーリズムの推進を行ってまいります。ふるさと納税に関しましては、企業版も含めまちづくり会社とともに効果的なPRや返礼品の拡大と確保により、昨年以上の寄附額を目指してまいります。

四つ目の「中心市街地活性化のまちづくり」についてですが、コミュニティゾーンの最終整備年となりますが、まちなか再生事業基本計画の推進のため、今後とも住民の皆さまと知恵を出し合い、持続可能な住みよい町を目指し、着実に歩みを進めてまいります。

3 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、引き続き町民及び団体の自主的活動を支援してまいります。また北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした課外活動団体HALCCと津別高校との高大連携事業及び大学生らの新たな取り組みとなるHALCC+のプロジェクトを推進し、人材育成と町のPR活動に取り組んでまいります。

花のまち推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、この運動の継続に必要な方策を新たな展開について検討してまいります。

指定管理制度により運営している宿泊施設「ランプの宿森つべつ」と「みいとインつべつ」は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい営業が続いていましたが、感染症の5類移行に伴い観光関連の消費人口は増加している状況にあります。しかし、資源高や為替市場の円安に伴う物価高などの影響が続く中、「みいとインつべつ」の運営持続への模索とともに、「ランプの宿森つべつ」の継続と利用拡大が図られるよう支援を行ってまいります。ネイチャーセンターにつきましては、隣接する「ランプの宿森つべつ」と連携したアクティビティの充実による魅力づくりへの支援とともに、インバウンド需要の回復と国内需要の掘り起こしのためのPRを行ってまいります。

観光につきましては、町内に点在する観光スポットの更なる知名度向上と、施設の新たな活用方法の検討に加え、総合計画に位置づけられたエコツーリズム推進事業に取り組み、魅力ある施設の活用方法を準備してまいります。また、観光協会に対しましては、平常に戻りつつある各種イベントなどでの主体性の発揮と新たな観光振興策の展開を図るため、運営基盤の安定に向けた支援と協力を行ってまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、本年度は7月に二水郷中学生を本町で受け入れ、年明け1月には本

町中学生が二水郷を訪問することとしております。また、郷長をはじめとした二水郷からの訪問団が本年5月に来町される予定です。

本町の応援団である東京つべつ会につきましては、総会の開催による会員同士の交流と会員の実態を把握するとともに、役員の方々とも相談しながら新たな会員の拡大と運営内容の充実を図ってまいります。

移住、定住対策につきましては、移住関連イベントへの参加により関係人口を創出し、相談窓口にもなっている移住・定住サポートデスクの設置により、移住者の獲得に向け着実に成果をあげており、引き続き利用者に寄り添ったサポート業務ときめ細かな対応を図ってまいります。また、移住者向け総合サイト「チャレンジ・ツベツ」、求人求職マッチングサイト「ワークインツベツ」、住まいの情報サイト「津別町空き家バンク」において、欲しい情報を利用者視点に立って提供し、サービスの充実に努めてまいります。また、平成27年度に実施しました町内企業への通勤者に対するアンケート調査を再度実施し、定住のための条件を探ってまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、具体策を示す共生ビジョンに基づき、今後とも圏域の1市4町が連携協力し、互いに役割分担を行いながら生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的として、各分野において具体的な取り組みを進めてまいります。

4 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「津別町行政改革推進計画（令和2年度～令和11年度）」に基づき、今後も行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として推進してまいります。

機構改革につきましては、絶えず現制度の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずから能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる職員となるよう人材育成に努めてまいります。

5 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、役員をはじめ会員の皆さまが、地域におけるさまざまな課題の解決と安全安心な共同体づくりのため、積極的かつ自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動への支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましては、移住・定住も期待できることから、引き続き新規隊員の導入を進め、地域課題の解決や町内での起業・就業の実現、さらに後継者対策や事業継承の一助となるよう隊員の活動を支援してまいります。

6 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、悲惨な交通事故が発生しないよう、町民の皆さま、交通安全協会とともに交通安全運動を推進してまいります。

また、防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心な地域づくりが推進されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを継続してまいります。

災害対策につきましては、小学生や高校生、自治会などを対象とした出前講座を行ってまいりましたが、今後も住民の防災意識をより一層高めるため、自主防災組織や自治会連合会等と連携した実践的な訓練等に取り組んでまいります。また、避難行動要支援者名簿の見直しや個別避難計画の作成につきましても、保健福祉関係者や地域の協力をお願いしながら進めてまいります。このたび改訂した「津別町地域防災計画」に関連する各種マニュアル等についても見直しを行い、関係機関との連携強化や情報共有を図りながら「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に対応できる取り組みを推進してまいります。

7 福祉のまちづくり

令和3年度から実施しています重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や地域

資源、ノウハウを最大限に活用することにより、介護・障がい・子ども・生活困難の隔てなく、本人や世帯が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な相談支援を行うこととして取り組みを継続して推進してまいります。

令和6年度から「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」が始まります。基本理念である「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」の実現に向け取り組みを進めてまいります。

特に懸案である、介護福祉人材の確保につきましては、引き続き福祉人材体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参画により、各事業所の人材確保に対して協力してまいります。また、老朽化の著しい特別養護老人ホームいちいの園の建て替えにつきましても、現施設の運営者である社会福祉法人恵和福祉会と綿密に協議を行い、第9期計画期間中での設計・建設を着実に進められるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、引き続き、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、安否確認の見守りや生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を、社会福祉協議会等と進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、令和6年度から「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」が始まります。基本理念である「住み慣れた環境で安心して住み続けられる地域へ」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。そのため、相談支援体制や権利擁護体制など、北見地域基幹相談支援センターや社会福祉協議会等と連携し、障がい者を取り巻く環境の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、こども家庭庁の設置により、さまざまな制度や施策の充実化や変革が進められていることから、伴走型、寄り添い型の支援に重きを置き、子どもや子育て家庭の支援を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、「第3次健康づくり計画（令和6年度～令和17年度）」が始まります。基本理念を「笑顔あふれる健康な町つべつ」とし、町民一人一人が心身の健康づくりに取り組み、誰もが自分が望む自立した生活を送ることができるよう、

生活習慣病の予防をはじめとする健康の保持増進に努め、健康で元気に暮らせるよう推進してまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続し、地域医療の安定確保に努めますとともに、施設の老朽化に対する支援等の協議を加速させてまいります。

国民健康保険につきましては、健康づくりの観点からも、関係部署との連携を図り、重症化予防に取り組み、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業とともに、特定健診の未受診者勧奨事業に取り組み、早期発見・健康づくりにより関心を持ってもらうよう引き続き努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、「第9期介護保険事業計画」を着実に推進し、高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、充実した豊かな生活が送れるよう「いきいき百歳体操」や「ふれあいサロン」など、主体的な介護予防活動や健康づくりを支援してまいります。また、在宅での安心して療養できる在宅サービスの確保、医療、介護の連携の実施、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう「チームオレンジ」の立ち上げをはじめとする支え合いの体制整備や権利擁護の取り組みなど、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。また、地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりについて、関係機関・団体と連携し進めてまいります。

8 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、町民の皆さまのご協力を得ながら、ごみの分別の徹底を図ることにより、ごみの減量化を進めるとともに、生ごみにつきましても引き続き堆肥化により再資源化を推進し、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

「津別町環境基本計画（令和6年度～令和11年度）」につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の関連施策の検証と協議を行い、SDGsの精神のもと引き

続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9 産業の振興

日本経済全体は、株式等において昨年度後半から回復基調となり、また、各種イベント等が再開されるようになり観光関連の消費が上昇してきていますが、一方において資源高や為替市場の円安等に伴う物価高、人口減少による労働力の不足などにより、地域産業は大きな影響を受けています。このため各種事業者が必要とする事業継続・事業再構築に向けた支援を行ってまいります。

農業の振興につきましては、関係機関と連携を強め、農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を図るため農業基盤整備を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営の育成及び確保に努めてまいります。また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化を促進する津別地区国営農地再編整備事業（平成27年度～令和6年度）が最終年を迎えますが、引き続き津別1地区道営土地改良事業（令和3年度～令和7年度）により農業生産基盤の整備を行い、農地の大区画化による生産性の向上を推進するとともに、津別2地区道営土地改良事業（令和4年度～令和10年度）により営農用水の導入を行い、また、農業水路等長寿命化・防災減災事業（令和5年度～令和7年度）により既存農業用施設の長寿命化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、経営発展を進める上での条件整備を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、町、JA、猟友会、農業者等の連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、猟友会に対しましては、狩猟免許等取得支援制度補助金により担い手の確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林所有形態の変化や林業従事者の減少・高齢化の中で、労働条件の軽減や施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者と連携しながら、その対策について計画的かつ総合的に推進するとともに、地域材付加価値向上利用促進事業を実施し、地域林業の付加価値の向上を目指してまいります。また、丸玉木材株式会

社様からの寄附による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めるとともに、森林環境譲与税を活用した事業の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町モデル地域創生プラン」に基づき整備した「木質バイオマスセンター」の安定運営のため、林地未利用材等の有効活用を進めてまいります。また、木質バイオマスボイラーを導入した施設及び既設の木質ペレットボイラーへ、地域の未利用資源を再生可能エネルギーとして供給し、「地域内エコシステム」の構築を目指すとともに、新たな熱供給事業の展開に向けた基本計画を策定し、脱炭素・資源循環型のまちづくりを継続して推進してまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第 15 次森林施業計画（令和 6 年度～令和 10 年度）」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。また、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（令和 6 年度～令和 10 年度）」に沿って町内の私有林整備の推進、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発について、関係機関との協議を行いながら、森林環境譲与税を有効活用してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業、さらに経済全体の変化に対応していく支援を続けるとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業者の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、対象が広がった U I J ターン新規就業支援事業を活用した移住・定住の更なる促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10 社会資本の整備

建築施設や道路、水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～令和 28 年度）」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新を進めてまいります。

町道の改良工事につきましては、共和地区において新規町道認定路線のほか、町道 76 号線、町道 132 号線の改良工事を行うこととしています。

舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画（平成 31 年度～令和 10 年度）」に基づき順次進めており、本年度は昨年度実施できませんでした町道 350 号線について、補助事業分の工事のほか、町道 7 号線の補修工事を行うこととしています。

歩道の修繕工事につきましては、「津別町歩道修繕計画（令和 4 年度～令和 13 年度）」に基づき、順次歩道補修を行っており、本年度は町道 28 号線ほか 3 路線について補修工事を行うこととし、また、町道 8 号線につきましては国道との交差点付近において歩道新設工事を行うこととしています。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画（令和 5 年度～令和 14 年度）」に基づき補修を進めており、本年度は町道 2 号線美園橋ほか 1 橋の工事と、町道 362 号線石山橋の補修設計を行うこととし、このほか 5 年ごとの橋梁点検につきましては、町道 301 号線みとせ橋ほか 9 橋について実施することとしています。

道道屈斜路津別線の交差点部拡幅及び道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。

国道 240 号につきましては、北釧橋が完成し供用開始となりましたが、引き続き残る登坂車線の早期整備と布川地区のわだち改修について要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より共和地区で工事が再開されており、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

住宅に関しましては、ふるさと定住促進事業による新築助成、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して定住を促進するとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。また、「津別町空き家等対策計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」に基づき、引き続き空き家に対する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。さらに令和 4 年度から 4 か年計画で実施しています豊永団地の外壁等改修工事につきましても引き続き本年度も実施し、適宜内部改修も行いながら良質な住環境の整備を進めてまいります。

水道事業につきましては、「津別町新水道ビジョン（平成 29 年度～令和 8 年度）」に基づき、令和 4 年度より 2 カ年計画で実施しました高台低区配水池更新工事が完了し、

新しい配水池より給水を開始していますが、本年度は配水池の外構工事と上里浄水場紫外線滅菌装置実施設計業務を行うこととしています。

下水道事業につきましては、昨年度から地方公営企業法を適用させ、企業会計により財政運営を行っていますが、本年度の主な事業は、「津別町下水道ストックマネジメント計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、下水道管理センターの機械・電気設備改築更新工事、下水道管理センター建築改修工事及び自家発電機更新工事を行うこととしています。

地域公共交通につきましては、本年3月に改訂版として策定しました「津別町地域公共交通計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、まちバスや花バスにつきましては、利用者の求めに応じて見直しを含めた柔軟な対応を行ってまいります。また、生活に必要不可欠な北見市や美幌町とのバス路線の維持に努めてまいります。

11 財政運営と各会計の予算規模

令和6年度の地方財政計画は、歳入における一般財源では、総額として前年を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比1.7%、3,060億円増の18兆6,671億円となり、歳出においても前年同様の算定費目が計上されたところです。

このことを踏まえ、本町の令和6年度予算編成につきましては、第6次総合計画をはじめ、個別事業計画を推進するとともに、医療・福祉施策の充実、緊急性と住民要望の高い事業、持続可能なまちづくりに向けた計画的な施策とともに、各事業の必要性や費用対効果などの点検、見直しを並行して取り組み予算編成を行った結果、今年度の一般会計予算は、前年度比7.5%増となり、主な新規事業として、自治体DX推進事業、学校給食センター整備事業、トレーニングセンター施設整備事業などを計上したところです。

以上により編成しました令和6年度会計予算は、一般会計69億6,900万円（前年度比7.5%増）

国民健康保険事業特別会計6億4,450万円（前年度比3.6%増）

後期高齢者医療事業特別会計1億720万円（前年度比1.4%減）

介護保険事業特別会計6億6,040万円（前年度比2.5%増）

簡易水道事業会計 3 億 4,590 万円（前年度比 37.6%減）

下水道事業会計 9 億 1,940 万円（前年度比 10.8%増）

合計 96 億 4,640 万円（前年度比 4.4%増）となりました。

12 結び

令和 6 年度予算は、5 年目となる「津別町第 6 次総合計画」や総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。特に、第 6 次総合計画につきましては、総合計画推進委員会による検証が行われており、推進委員会よりいただいたご意見やご提言をしっかりと受け止め、10 年後に目指す津別町の未来像「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」に到達できるよう着実に取り組みを推進してまいり所存であります。

新型コロナウイルスの影響が今なお続く中、世界情勢はさらに不安定な状況が進み、また、大きな天災が日本でも起こるなど、社会状況は不安ばかりであります。その中でもデジタル化社会をさらに加速させ、人的支援の必要な部署への人員配置を進めていく考えであります。経済的にも政治的にも新たな変換期に向かって社会構造の変化が進んでいると思われませんが、その波に乗り遅れることなく、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますこととお誓いし、令和 6 年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（近野幸彦君）〔登壇〕 1 はじめに、令和 6 年第 2 回津別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管事項に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少、少子高齢化の進行に加え、ICT やグローバル化の進展、ライフスタイ

ルの多様化などにより、私たちの生活様式や価値観が大きく変わり、これまでの知識や経験だけでは乗り越えることのできない難しい時代になっております。

教育に関しましても、子どもたちが劇的に変化する将来社会に的確に対応し得る力、多様な他者との関わりを踏まえながら、みずから取捨選択し、主体的に考えて行動できる生きる力を育むことが一層重要となっております。

このような状況の中、子どもたちが生き生きと学び育つことができ、また、あらゆる世代が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

2 学校教育

確かな学力を身につける教育の推進につきましては、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすため、発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などに加え、学びに向かう力や人間性を身につけさせることが重要です。GIGAスクール構想のもと、1人1台端末などのICT環境が整備され、学習支援ソフトの充実やデジタル教科書の活用、タブレット端末の持ち帰りやオンライン授業の実施など、これまでの教育実践と最先端のICTの双方のよさを融合させながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、家庭・地域と連携した望ましい学習・生活習慣の確立を目指し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育みます。

体力・運動能力の向上についてですが、体力は、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものでありますので、新体力テストの活用や分析をもとに体育授業を改善し、子どもたちの体力・運動能力・運動意欲の向上を図ります。

特別支援教育の充実につきましては、児童・生徒の自立や社会参加に向けての多様な教育的ニーズに応えるため、引き続き、特別支援コーディネーターを核としながら、町採用教職員、教育相談員及び学習補助員を配置するとともに、新規に通級指導教室を設置するなど、校内支援体制の充実を図り、学校、家庭、地域、関係機関などが長期的な視点で連携して取り組む体制づくりや教職員のスキルアップのための研修を計画的に実施します。

グローバル人材の育成につきましては、ALTを小中学校、こども園及び津別高校に派遣し、教職員とALTが協力して指導するチームティーチングを充実させます。

また、津別高校生のニュージーランド派遣研修事業を継続するとともに、コロナ禍で中止となっていた中学生の台湾二水郷相互交流事業を再開し、国際理解を深める教育機会の充実を図ります。

ふるさと教育の充実につきましては、総合的な学習の時間などにおいて、津別ならではの地域学習を体系化し、児童・生徒が豊かな自然や産業に触れ、生の体験を得ることにより、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育みます。

また、令和5年度の新規事業として予定しながらも、インフルエンザの流行により中止となった「ふるさと教育チャーター事業」を実施し、自分たちの住むまちを上空から観望することにより、町の魅力を再発見する機会とします。

木育授業につきましては、木工の専門家を講師に小中学校で実施しておりますが、町の基幹産業の一つである林業や木の文化への理解を深める津別ならではの教育活動でありますので、林業関係者の協力を得ながら継続します。

読書活動の充実につきましては、図書館司書を定期的に学校に派遣し、読書環境を整備するとともに、「朝読」や「家読」運動等の推進により、読書習慣の定着化を図ります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、コミュニティースクールを核として学校の目標や課題を共有しながら、地域とともにある学校づくりと町全体で児童・生徒を見守り育む環境づくりを進めます。また、学校ホームページやコミュニティースクール通信等を通じて、学校の状況や児童・生徒の様子を保護者や地域に発信してまいります。

道徳教育の充実につきましては、道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向けて、学校の教育活動全体をとおして自己を見つめ、物事を広い視野から多角的・多面的に考えることができるよう、指導の充実を図ります。

また、道徳性を養う体験活動として、小学校5、6年生を対象に植松努氏のロケット教室を開催し、講話とミニロケット製作・発射体験により、どうしたらできるかを考え挑戦する心を育みます。

学校給食と食育の推進につきましては、オールつべつ産給食を継続するほか、地元産や北海道産食材を積極的に取り入れ、地産地消の意義や生産者への感謝の気持ちと、ふるさと津別を誇りに思う気持ちを育むとともに、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

給食費につきましては、食材費の高騰は続いておりますが、子育て支援策の一環として、小中学校において一律1食200円、第3子以降の無償化を継続します。

また、学校給食センター建設工事につきましては、本年7月着工、令和7年7月完成、8月供用開始を目指し着実に進めてまいります。

働き方改革の推進につきましては、学校における働き方改革「津別町アクションプラン（第2期）」に基づき、時間外在校等時間の削減はもとより、学校教育の質を高める環境を構築します。また、部活動の地域移行につきましては、段階的な移行に向け、検討を進めてまいります。

学校段階間の連携・接続の推進につきましては、幼小中高の接続を意識しながら、さらなる連携を促進し、発達段階において能力・個性を伸ばす教育活動の推進を図ります。また、小中学校においては、義務教育9年間を見通した指導を体系的・継続的に行うことにより、学力向上をはじめとして、中1ギャップの解消など、さまざまな教育的効果が期待できることから、より深い連携を目指した小中一貫の取り組みについて、調査・研究を進めてまいります。

いじめの防止につきましては、「津別町いじめ防止基本方針」に基づき、問題行動の未然防止と早期発見、組織的かつ速やかな対応や関係機関との連携により、「いじめゼロ」に向けた取り組みを進めてまいります。また、不登校児童・生徒への対応につきましては、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携しながら、児童・生徒や家庭の状況に応じた対応を行ってまいります。

津別高校への支援につきましては、振興対策協議会と連携し、地域の自然と産業、人材等の地域資源を生かした「つべつ学」をはじめ、特色ある地域連携校づくりを目指す各種振興対策を支援します。また、公設民営塾Plusは、進学や就職などの目標に応じた個別指導や映像学習で着実な成果を上げており、本町の魅力的な取り組み

として継続してまいります。

3 社会教育

「世代を越えてつながり ともに学ぶ社会教育の推進」を基本目標に策定した第7次社会教育中期計画も最終年度となりますので、この5年間で総括しながら、次の5年に向けて第8次社会教育中期計画を策定してまいります。

家庭教育、幼児教育の充実につきましては、保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親が学ぶ機会と親子で参加する体験活動を奨励・推進してまいります。

少年教育につきましては、放課後子ども教室「アソビバ!つべつ」をベースとしながら、身近な自然、産業などの教育資源を活用し、学校や家庭では得難い体験活動の場を提供しており、今後も多くの団体等にご協力をいただきながら、内容の充実に努めてまいります。

本年度は訪問年となる船橋市、南アルプス市との青少年交流事業につきましては、コロナ禍のため6年ぶりの訪問となりますが、参加する小中学生や高校生リーダーの自主性や自立心を培い、子どもたちの成長に大きく寄与している事業であり、内容等を協議しながら実施してまいります。

青年教育につきましては、高校生ボランティアサークル「ひまわり」及び青年活動プロジェクト「a n d」が、自主的な活動を行っており、町を元気にするような活発な取り組みに期待するとともに、引き続き、活動を支援してまいります。

成人教育につきましては、各分野の専門知識や技能を有する方に登録いただいている、社会教育人材バンク「まなびいーぷる」への登録、活用により、町民の生涯学習活動を充実させるとともに、社会教育講座等、ニーズにあった学習機会の提供に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、寿大学を中心としながら、健康、生きがい、仲間づくりなど、高齢期に元気に過ごせるプログラムの提供に努めてまいります。

児童館・放課後児童クラブにつきましては、子どもたちの安心・安全な居場所として、今後もあり方や運営について各関係機関と連携しながら、体験、学び、交流、遊

び及び生活の場としての機能充実に努めてまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、児童・生徒に対して優れた芸術鑑賞機会を提供するとともに、町民芸術劇場と連携して「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を引き続き開催し、両セミナーコンサートでは、町民に音楽鑑賞機会を提供してまいります。また、文化協会加盟団体や郷土芸能団体の自主的な活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進についてですが、今後も多様なニーズを把握し、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツ少年団、総合型クラブ「かるっちゃつべつ」との連携を図りながら、各種運動教室を実施することにより、幅広い年齢層における運動の日常化と習慣化を図ってまいります。

また、北海道オール・オリンピックズと連携協定を締結しておりますので、スポーツの力で元気なまちづくりを基本理念に事業展開してまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、建設後40年が経過し、老朽化が著しい農業者トレーニングセンターのアリーナ床改修工事及びLED化工事を実施してまいります。なお、達美野球場については、令和6年度をもつての廃止に向けて準備を進めます。

スポーツ合宿につきましては、コロナ禍やラグビーリーグワンの日程等、さまざまな要因で各市町とも誘致に苦戦しておりますが、スポーツ振興や競技力向上などの教育的効果をはじめ、経済効果や町の魅力の創出のために有効な取り組みでありますので、合宿実行委員会及び近隣市町と連携し、合宿チームの誘致拡大と事業内事の充実を目指してまいります。

図書館につきましては、開館から1周年を迎えますが、図書や資料の充実、レファレンスサービスの充実はもちろんのこと、津別町図書館の基本理念である「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」を目指し、図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるような事業の充実やボランティア活動の支援を行うなど、情報・学習の拠点として誰もが気軽に利用できる図書館づくりに努めてまいります。

4 結び

以上、令和6年度の教育行政の基本的な方針について申し上げましたが、引き続き、

津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と町民の皆さまが生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 本日ここに第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1 月臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、第 11 回「わが村は美しく - 北海道」運動コンクールにおける受賞についてであります。このコンクールは、農山漁村の振興に寄与することを目指し、北海道開発局が主催するもので、1 月 19 日に審査結果が発表され、NPO 法人津別町手をつなぐ育成会「つべつ豆のわ！！プロジェクト」が奨励賞を受賞いたしました。

このプロジェクトは、農家の女性たちが味噌をつくり、道の駅で販売していた事業を地域の方々の協力のもと、福祉事業者が継続して行っていることが評価されたものであります。

この受賞に対し、お祝いを申し上げますとともに、今後も安全・安心で良質な手づくり味噌の生産を通じ、更なるご活躍に期待するものであります。

次に、能登半島地震被災地への職員派遣についてであります。震災復旧支援のため、南アルプス市の姉妹都市である石川県穴水町へ2月9日から2月15日の日程で、南アルプス市職員とともに防災危機管理室長と建築技師の2名を派遣し、2月16日無事帰町しました。現地での主な活動は、余震が続く中、地震により被害を受けた町道の測量業務に従事し、また、上下水道が完全に復旧していないなど、甚大な被害状況について報告を受けたところであります。

今後、第2班として職員2名を南アルプス市職員とともに3月10日から3月16日の日程で追加派遣することとしており、被災された方々の日常生活を取り戻すまでには相当な時間がかかると思われませんが、1日も早い復興に向け支援を継続していく考えであります。

次に、北海道副知事の津別町来訪についてであります。浦本元人副知事が2月9日に清里町、小清水町を訪問した後、昨年完成した丸玉木材株式会社のシラカバ合板ラインを視察するため、津別町に来訪されました。

その後、大空町のホテル山水において、浦本副知事と北網地区市町村長との意見交換会が開催され、本町からは農業農村整備事業の予算の確保と、道道屈斜路津別線の市街地区拡幅整備について要請いたしました。

次に、企業版ふるさと納税についてであります。伊藤忠建材株式会社様より、2月13日に寄附金を受領いたしました。ご希望により金額の公表は差し控えさせていただきますが、3月11日に役場庁舎において感謝状の贈呈式をとり行う予定であります。

また、2月29日にはホクレン農業協同組合連合会様から、寄附金100万円を受領いたしました。

ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、寄附金につきましては、地方創生の取り組みに活用させていただく所存であります。

次に、国立公園編入に係る要望書の提出についてであります。観光施策として上里地区の一部を阿寒摩周国立公園に編入されるよう働きかけを行ってきたところですが、1月下旬に環境省阿寒摩周国立公園管理事務所より、国立公園拡張調査の実施状況と指定区域についての概要説明等があり、一定程度事務がとり進められていることをお聞きしたところです。

この説明を受け、町の国立公園編入に対する要望を改めて伝えるため、2月14日に環境省釧路自然環境事務所長へ、2月19日には林野庁北海道森林管理局網走南部森林管理署長へそれぞれ要望書を提出いたしました。引き続き、上里地区の国立公園編入に向け、関係機関へ働きかけを行ってまいり所存であります。

次に、津別町ゼロカーボンシティ宣言の表明についてであります。本町は、面積の約86%を広大な森林に囲まれ、林業・林産業が町の基幹産業として形成してきたことから、全町民が自然を守り育て、豊かな郷土の未来を築き、広く社会に貢献していくため「愛林のまち」を昭和57年に宣言し、緑豊かな森林の維持、保全に努めてきたところです。

平成19年には、資源循環型の地域づくりを行うため、津別町バイオマスタウン構想を策定し、森林資源の循環により森林を保全し、林業の再生と環境保全型の地域循環社会を目指し、地域内での森林資源を持続的に活用して、エネルギーの地産地消を目指す地域内エコシステムの取り組みを進めてまいりました。

現在、地球を取り巻く環境問題は、「愛林のまち」宣言を行った昭和57年からさらに深刻な状況になっており、世界規模での課題である気候変動問題の解決に向け、世界共通の長期目標が掲げられているところです。日本においては、2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したところです。

本町は、これまでの環境への取り組みの一層の推進を図り、将来にわたって豊かな森林資源を守り、持続可能な地域づくりを進めていくとともに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言いたします。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。2月26日現在、一般土木工事関係については、27件、3億1,153万1,000円（100%）

一般建築工事関係については、25件、1億8,721万5,000円（100%）

簡易水道・下水道工事関係については、10件、2億3,340万9,000円（100%）

設計等委託業務関係については、30件、1億2,487万4,000円（100%）であり、令和5年度予算分について総額8億5,702万9,000円で100%の発注率となっており、全ての発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度津別町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、2月22日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

今回の給付金事業につきましては、国の総合経済対策の一つに位置づけられており、具体的には、住民税均等割のみ課税世帯への支援として、1世帯あたり10万円の給付、加算分として18歳以下の児童が含まれる低所得者の子育て世代には、児童1人当たり5万円を給付するもので、速やかな支給をするために予算を専決処分させていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1,641万1,000円を追加し、予算の総額を75億8,762万5,000円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金は、住民税均等割のみ課税世帯の対象を140世帯、低所得者の子育て世帯への加算分で児童40人と見込み、関連経費1,641万1,000円の補正です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金は歳出と同額の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第3号 津別町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第3号についてご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

制定理由は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等に対して、受けた被害からの早期回復または負担の軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるための支援について定め、町民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、条例の概要は、犯罪被害者等支援に関して必要な事項を定めております。

条文についてご説明申し上げます。

第1条は目的であり、この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、町、町民等、事業者の責務、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めており、この条例制定理由でもあります、町民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

第2条では、この条例に使用する用語について規定しております。

同条第1号の「犯罪等」は、犯罪被害者等基本法第2条第1項の規定と同様としており、「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他刑罰法規の規定により、刑罰を科せられた行為をいい、「犯罪に準じる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまでは言えないが、それに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を与えるような性質を有する行為をいいます。

次ページ、第2号の「犯罪行為」は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等に関する法律第2条第1項の規定と同様としており、「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」とは、生命犯、身体犯をいい具体的には殺人、強盗殺人、強盗致死傷、強制性交等致死傷等を指し、刑法第37条第1項の緊急避難、第39条第1項の心

神喪失、第 41 条責任年齢については刑事裁判において処罰されない行為であります、犯罪被害者等が原因によるものでないことから支援を実施します。

刑法 35 条の正当行為、第 36 条第 1 項正当防衛による罰せられない行為については支援の対象外となります。

また、過失による犯罪行為、例えば過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪等の過失犯による被害や、危険運転致死傷のような故意犯を除く交通事故も支援対象には含まれません。

第 3 号の傷病、第 4 号の犯罪被害は条文のとおりです。

次のページ、第 5 号の犯罪被害者等は、犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項の規定と同様とし、犯罪等により被害を被った者及びその家族または遺族をいいます。

第 6 号の二次的被害は、犯罪被害者等が当該犯罪の被害者から受ける直接的な一次被害を受けた後に、第 3 者からの行為による被害のことになります。

第 7 号の関係機関等、第 8 号の町民等、第 9 号の事業者は条文のとおりです。

第 3 条は犯罪被害者等支援の基本理念について、第 1 項から第 4 項のとおり規定しております。

次のページになります。

第 4 条は町の責務として犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、国、北海道、北海道警察、他の地方公共団体等と連携し協力していきます。

第 5 条は、町民等の責務として犯罪被害者等への配慮や支援の必要性の理解を深め、関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第 6 条は事業者の責務として、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による心身の治療のための通院や刑事裁判手続きへの対応に追われ、仕事を休まざるを得ない事情が生じたり、被害前と同様に働くことができなかつたりすることから、必要な支援について配慮するよう努めるものとします。

次のページ、第 7 条からは町が行う支援策となります。

第 7 条は、犯罪被害者等からの相談に応じ情報提供を行うことを規定しております。

第8条は、見舞金の支給で、国の制度では犯罪被害者等給付金制度がありますが、申請から最低支給までの期間に約半年以上要するため、早い時期に経済的負担を軽減するために犯罪行為により死亡した者の遺族または傷病を受けた者に犯罪行為が行われた時において町内に住所を有した者に限りませんが、町から見舞金を支給することとし、金額は遺族見舞金30万円・傷病見舞金10万円としております。

次のページ、第9条では、日常生活の支援、第10条は安全の確保として関係団体と連携して緊急時の避難先の確保や、再被害防止のため必要な支援を講ずるものとし、第11条の居住の安定では、自宅が事件現場になったり、加害者から住居を特定されて再被害の危機にさらされる等の理由で従前の居住に住み続けることに困難が生じることがあった場合、町営住宅への入居に関する配慮など居住の安定を図るため必要な支援を行います。

第12条の雇用の安定では、犯罪被害者等が犯罪被害による直接的な心身への影響や通院等で休まざるを得ないことが考えられますので、事業者に対し犯罪被害者等の置かれる状況への理解や、職場での配慮について働きかけることなどの支援を行います。

第13条は、町民等及び事業者の理解増進を図るため、情報提供、啓発活動などを町のホームページや広報つべつなどで行います。

次のページ、第14条では人材の育成について、第15条では犯罪被害者等からの意見や要望、犯罪被害者等支援に関する施策に反映するよう努めるものとします。

第16条では、社会通念上適切でない場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができることを規定しております。

第17条は規則への委任規定となります。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容について条文としたものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日として、この条例は令和6年4月1日から施行することとし、第2項では、適用区分で第8条の見舞金の支給の規定については、この条例の施行日以後において行われた犯罪行為による死亡または傷病について適用することとなります。

以上、議案第3号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいます

ようよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第4号 津別町監査委員条例及び津別町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（丸尾達也君） ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明いたします。

条例の一部改正につきまして、資料によりご説明いたしますので、説明資料の8ページをご覧ください。

改正理由としまして、昨年5月に交付の地方自治法の一部を改正する法律に関し、地方自治法を引用する津別町監査委員条例及び津別町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について一括して必要な改正を行うものです。

改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

改正箇所につきましては、下線を引いた部分となります。まず第1条としまして、津別町監査委員条例第4条第1項第8号中、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

次に、資料の9ページをご覧ください。

第2条としまして、津別町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第8条中、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文として整理したものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、議案第4号の内容につきましてご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第5号 津別町行政手続における特定の個人

を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第5号についてご説明申し上げます。

説明資料の10ページをご覧ください。

改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されるためであります。この別表第2には、情報提供ネットワークシステムを利用して行う特定個人情報の提供について情報照会者、情報提供者、対象となる事務を定めておりますが、今後は各省庁の省令で定める仕組みに改められるものであります。

改正内容につきましては、別表第2を引用している箇所の用語を改正するものであります。

新旧対照表は別表第2にかわる文言について、第2条第5号と第6号に定義を新設します。第4条では、別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、次、11ページになりますが、別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものであります。

議案にお戻り願います。

改正条例につきましては、ただいま説明した内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

なお、この改正法の所管するデジタル庁からは、公布が令和6年4月末、施行は令和6年5月ごろを予定しているとのことであります。

以上、議案第5号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第6号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第6号について内容の説明をいたします。

説明資料の12ページをお開きください。

改正理由は、第9期介護保険計画策定に伴う保険料などの見直しと、介護保険法施行令の改正により、段階別の所得要件の整備をしたものでございます。

内容の説明をいたします。

資料の15ページをお開きください。第1号被保険者の保険料は、令和6年度から3年間の第9期計画期間中に見込まれる標準給付見込額や地域支援事業見込額を勘案し、保険料収納必要額を確保するよう設定をいたします。見込額の推定には人口の推移、

介護保険事業実績に新型コロナウイルスの5類への移行による増加要素を加味し、6億2,600万円と推計をいたしました。津別町の介護保険料基準額は基金投入後、第8期は4,900円としておりましたが、第9期では、今後の人口の減少に伴い、生産年齢人口も減ること、また団塊の世代が75歳を迎えることなどもあり、全国的にも今後更に厳しくなることも考慮しまして、第8期とほぼ同じ1,700万円の基金の取り崩しをして、400円アップの5,300円の設定といたしました。

なお、今年1月に調査されました予定保険料額では、北網圏平均で5,466円、北海道平均で5,694円となっております。

18ページは今回算定した保険料の詳細となっております。この介護保険料につきましては、1月末に開催の介護保険策定委員会で承認いただいているところでございます。

続きまして、段階別所得要件の改正の説明をさせていただきます。

資料戻りまして16ページをお開きください。介護保険法施行令の改正により、第9期計画から、これまでの9段階から13段階以上への多段階化が義務づけとなります。今後の介護給付費の増加を見据えての改正で、下記の図のとおり高所得層の9段階の標準乗率を細分化して引き上げ、低所得層の乗率の引き下げにあてることで低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的です。津別町では、1号被保険者の約半数ほどが第1段階から第3段階までに該当をしております。

資料の12ページにお戻りください。新旧対照表で第2条は年度の修正と保険料額、標準所得額の改正並びに段階の新設による改正を行っております。

14ページの第4条は、多段階化による文言の整備を行っております。

議案にお戻りください。ただいま説明いたしました内容について改正文としております。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、改正後の条例第2条及び条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料について、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第7号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第7号について説明させていただきます。

説明資料により説明させていただきますので、資料19ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、厚生労働省が所管しておりました水道整備・管理行政が国土交通省に、水質基準の策定等が環境省に移管されることとなることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、新旧対照表により説明させていただきます。

条例の第4条、次のページになりますが、28条、第32条に「厚生労働省令」とありますのは「国土交通省令」に改めます。また第38条に「厚生労働大臣」とありますのは「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

条文にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしましては、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。

また、第38条第6号の改正についてでございますが、この条例の改正前に、既に講習の受講を終了した者につきましては、改正後においても規定する資格を有するものとみなすものとさせていただきます。

以上、議案第7号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 認定第 13、議案第 8 号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 8 号についてご説明いたします。

説明資料はございませんが、今回、廃止する条例の概要につきましては、昭和天皇の崩御に伴い公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づきまして、職員の懲戒処分及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関して必要な事項を定めているものがあります。

廃止する理由につきましては、今般、地方自治法の一部改正があり、本条例で地方自治法を引用している条項の一部改正の必要性が生じましたが、本条例は昭和 64 年 1 月 7 日以前の行為及び事由によるものが対象であり、現在は対象職員がいないことから廃止をするものであります。

施行日は公布の日からとするものであります。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第9号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町民の森自然公園ネイチャーセンター）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第9号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容の説明を申し上げます。

資料はございません。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、これまで指定管理を行っている施設において、本年3月31日で指定期間が到来する施設につきまして、本年4月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

指定管理者の選定経過であります。津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条但し書きの規定に基づき、公募によらない選定とし、令和6年2月14日に開催された指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

今回、指定管理者の指定を行う内容として、施設の名称等は津別町字上里703番地4、津別町民の森自然公園ネイチャーセンター。

指定管理者の名称等は、津別町字上里703番地1、特定非営利活動法人 森のこだま、代表理事 上野真司。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5カ年間とするものであります。

以上、地方自治法第244条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますのでご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第10号 町道路線の廃止についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川勝己君) ただいま上程となりました、議案第10号について説明申し上げます。

町道361号線を道路法第10条第3項の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

路線の位置につきましては、説明資料の21ページをご覧ください。当該路線につきましては、旗揚げ表記をしているところになりますが、道道北見津別線の旧道として町が移管を受け、昭和54年に町道認定いたしましたが、その後通行の実態がなくなり維持管理を行っていない路線でございました。

今般、道道北見津別線の地すべり対策工事に伴い、町道用地の一部を工事に利用し

たい旨北海道より相談を受けましたので、道路の利用現状をかんがみ、これを機に町道の廃止をするものであります。

議案書に戻っていただき、廃止とする町道 361 号線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第 10 号について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 11 号 町道路線の認定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 11 号について説明申し上げます。

町道 190 号線を道路法第 8 条第 2 項の規定により、新規町道の認定をお願いするものであります。

路線 1 につきましては、説明資料の 22 ページをご覧ください。この路線につきましては、長年、生活道路として使用されておりましたが、今般、土地所有者より道路用地の寄附の申し出があったことから、道路の利用状況をかんがみ町道認定をするものであります。なお、当該路線につきましては、令和 6 年度に改良舗装工事を行う予定としております。

議案書に戻っていただき、認定する町道 190 号線の起点及び終点の位置につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案第 11 号について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 12 号 令和 5 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 12 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、財政調整基金及び地域振興基金への積立金の増額、能登半島地震関連経費、畜産振興対策事業の追加、事業の完了及び事務事業の精査による減額が主なものとなります。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 5,456 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 4,218 万 6,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますが、事業完了等による精査や軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましては、説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

それでは 9 ページから 10 ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の総務管理経費は、郵送料の値上がりなどに伴う増額と給料改定に伴う道職員派遣負担金の増額です。能登半島地震関連経費は 450 万円の増額ですが、内訳として 150 万円は赤十字社を通じて被災地への義援金、300 万円は石川県穴水町への義援金です。目 3 財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金の積み立てで 1 億 6,222 万 4,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費は、11 ページから 12 ページになります。まちなか再生事業は、事業精査と幸町地区「コミュニティ施

設」のテーブル・いす、コインロッカー等の備品購入で計 1,933 万 4,000 円の増額です。なお、後ほど説明する繰越明許費においても補正をお願いするものです。その下の地域振興基金積立金は剰余金の積み立てで 5,000 万円の増額です。下段の項 4、目 1 戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、ふりがな表記の対応に係る住民記録システムについて追加の改修が必要となったことから、97 万 7,000 円の増額です。なお、この改修費用については、既に議決をいただいた予算とあわせて繰越明許費の補正をお願いすることとなります。

13 ページから 14 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の重層的支援体制整備事業は、令和 4 年度の過年度事業超過交付金交付返還金で 280 万 2,000 円の増額です。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、公定価格の引き上げに伴う運営費負担金の増額と、令和 4 年度の過年度事業超過交付返還金で 475 万 9,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、最下段の目 2 予防費は次ページになります。健康増進事業は、特定健診に係る健康管理システム改修で 46 万 2,000 円の増額、母子保健推進事業は、令和 4 年度の過年度事業超過交付返還金で 17 万 8,000 円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 日農業振興費、農地中間管理事業は、農地の集積、集約化を目的としたトンネル補助で、1,303 万 7,000 円の増額です。下段の目 5 畜産業費、畜産振興対策事業は、堆肥製造施設で使用するホイールローダー購入に係るトンネル補助で 1,150 万円の増額です。

25 ページから 26 ページをお開きください。款 10 教育費、項 5 保健体育費、下段の目 2 体育施設は次ページをお開きください。中段上のトレーニングセンター管理経費は、共和野球場のスコアボード表示灯の修繕を予算流用にて対応したための流用元補填で増額です。目 4 学校給食費、学校給食食材経費は、備蓄食の補充に伴い 65 万 7,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

款 10 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき 2 億 6,199 万 8,000 円の増額です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金は、歳出で説明した住民基本台帳ネットワークシステム経費に係る補助金、地方創生推進交付金は、まちなか再生事業の幸町地区「コミュニティ施設」の備品購入に係る交付金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、花バスの運行経費等に係る補助でそれぞれ増額です。目 2 民生費国庫補助金の施設型給付費は、認定こども園運営費に係る公定価格の引き上げに伴う増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金は、国庫補助金と同様の理由により増額です。目 4 農林業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は鹿駆除に係る追加交付、地域づくり総合交付金は、歳出で説明した畜産振興対策事業に係る補助金、機構集積協力金は、歳出で説明した農地中間管理事業に係る補助金で、それぞれ増額です。

款 18 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、まちなか再生事業の備品購入に係る 1,000 万円の増額と、その他事業費精査で 866 万 4,000 円の増額、地域振興基金繰入金は地域医療助成事業に係る起債の 2 次要望に係る不用額精査で 2,210 万円の減額です。

款 20 諸収入、項 4、目 6 雑入、能登半島地震義援金は、役場庁舎ほか町内 4 カ所に設置した募金受付箱に係る義援金 50 万円の増額です。その他は、障がい者福祉施設からの障がい者自立支援給付費の過年度分返還金で増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。款 21、項 1 町債は、増額補正の目 1 総務債の多目的活動センター多目的広場改修事業、目 2 衛生債の地域医療維持助成事業、目 4 土木債の町道 210 号線舗装補修事業及び町道 228 号線道路排水整備事業については、2 次要望分の増額となり、他の減額補正の事業は全て事業費確定による精査となります。

7 ページから 8 ページをお開きください。款 22 自動車取得税交付金は、当初、見込んでいなかった収入更正による交付があったことに伴い、22 万 2,000 円の増額です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とす

るものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、1枚めぐりまして第2表繰越明許費補正のとおり追加で本年1月開催の第1回臨時会で補正いただきました、産地生産基盤パワーアップ事業と、先ほど承認第1号で承認いただきました、住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金の2事業、変更で3事業を補正するものです。

第3条は地方債の補正で、第3表地方債補正のとおり、追加で2事業、18事業の限度額を変更、1事業を廃止し限度額合計を7億2,012万4,000円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第13号 令和5年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第13号について説明させていただきます。

補正の主な内容といたしましては、事業年度終了間近であることから事業費の精査、建設改良費の見直しによる予算の精査によるものです。

第2条につきましては、主な建設改良事業として上里浄水場紫外線滅菌装置事業を廃止するものです。こちらにつきましては、12月の定例会において令和6年度以降の国庫補助事業の採択が確約されない状況であるとのことから、1年前倒しして実施したい旨お願いして予算の補正をお認めいただいたところでございますが、その後におきまして、補助予算が確保できる見込みとなった旨連絡を受けましたので、当初に予定しておりましたとおり令和6年度予算において実施することをお認めいただきたく、今年度の実施については中止させていただくものです。

第3条の収益的収入及び支出については、水道事業収益を17万5,000円増額し、1億9,597万4,000円とするものです。

第4条の資本的収入及び支出における資本的収入については、885万1,000円減額し、3億1,587万6,000円とし、資本的支出については1,075万4,000円減額し3億5,533万1,000円とするものです。

それでは2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入の部の説明をさせていただきます。給水設備の新設、撤去に係る設計審査手数料についてであります。現在の実績にあわせた精査により17万5,000円の増額です。

次に3ページになります。資本的収入及び支出についてであります。支出の部につきましては、先ほど第2条のところの説明させていただきましたとおり、配水施設設置費の委託料で、上里浄水場紫外線滅菌装置設置実施設計を899万8,000円減額です。メーター設置費の量水器は、本年度の実績に基づき予算の精査を行って175万6,000円の減額です。

収入の部につきましては、先ほどの上里浄水場紫外線滅菌装置設置実施設計の財源として予定しておりました企業債を730万円、補助金を155万1,000円減額です。

4ページ目はキャッシュ・フロー計算書になります。前回補正からの比較で下から

3行目の当年度の資金増加額は、前回補正から32万2,000円増額の3,114万2,000円となっております。

5ページから7ページは貸借対照表です。年度末の資産及び負債資本の有り高を示したものでございますが、今回の補正により7ページ中ほどの行になりますが、今回の補正により当年度の純損出につきましては、前回補正より17万5,000円赤字が小さくなり、679万5,000円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第5条は企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更について、次のページの別表1のとおり整理しております。

以上、議案第13号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第14号 令和5年度津別町下水道事業会計補

正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第14号について説明させていただきます。

補正の主な内容といたしましては、年度末に伴う収入、支出の精査のための補正となります。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における収入の下水道事業収益を157万円減額し、4億4,473万7,000円とし、支出の下水道事業費用を314万円減額し、4億2,919万円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出における収入の資本的収入については、5,803万3,000円減額し2億1,766万7,000円とし、支出の資本的支出については5,779万円減額し、3億2,057万6,000円とするものです。

それでは3ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部から説明させていただきます。款2下水道事業費用、項1営業費用で1管渠費の委託料が86万円、2処理場費の委託料が228万円減額です。こちらの減額は国庫補助事業に係るものですので、収入の部においては下水道事業収益、営業外収益、補助金が157万円の減額となります。

次に4ページとなりますが、資本的収入及び支出の支出の部につきましては、款4資本的支出、項1建設改良費、1特環建設改良費ですが、年度末の事業精査となりますが、工事請負費を5,779万円減額します。

収入の部につきましては、款3資本的収入の項1企業債で2,670万円、国庫補助金を3,133万3,000円減額です。

5ページはキャッシュ・フロー計算書になります。前回補正からの比較で下から3行目の年度末の資金増加額は、前回補正額から132万7,000円増加し1,068万8,000となっております。

6ページから8ページは貸借対照表です。当年度末の資産、負債の有り高の予定でございしますが、今回、補正を反映した結果7ページ中ほどの行になりますが、今回の

補正により当年度純利益が前回補正より 142 万 8,000 円大きくなり 1,258 万 8,000 円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第 4 条は企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更について、次のページ別表 1 により整理しております。

第 5 条につきましては、他会計への繰入金及び補助金ですが、こちらにつきましては一般会計からの繰入金の振り分けにつきましては、職員給与費にあてるもの 491 万 7,000 円、減価償却費にあてるもの 1 億 1,234 万 7,000 円、企業債利子にあてるもの 1,162 万 5,000 円、下水道事業費用にあてるもの 7,097 万 5,000 円と決めました。

なお、これらの総額 1 億 9,986 万 4,000 円となりますが、こちらにつきましては前回補正から総額の変更はございません。

以上、議案第 14 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前 10 時から再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 21 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員

<休憩中－1>

○副町長（伊藤泰広君） すみません、町政方針の中で会計名を間違えたところがありますので訂正させてください。

17 ページになります。最後のページです。簡易水道事業関係と下水道事業会計につきまして、「特別」という字が間違っ入っていました。大変申し訳ありません。「簡易水道事業会計」及び「下水道事業会計」ということで訂正をお願いします。

誠に申し訳ございません、よろしく申し上げます。